

事業場における労働者の健康保持増進計画助成金支給要領

令和3年6月7日

要領第5号

(目的)

第1条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）

第5条第8項に基づく労働者の心身両面の総合的な健康の保持増進のための計画の策定に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 健康保持増進対策

労働安全衛生法第69条第1項に基づく事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置を継続的かつ計画的に講ずるための、方針の表明から計画の策定、実施、評価等の一連の取組全体をいう。

(2) 健康保持増進方針

事業場における労働者の健康の保持増進を図るための基本的な考え方を示すために事業者が表明するものをいう。

(3) 推進体制の確立

事業場内の推進スタッフとして事業場内産業保健スタッフや人事労務管理スタッフ等を活用することや、事業場外資源等を活用し、健康保持増進対策の実施体制を整備し、確立することをいう。

(4) 事業場外資源

事業場外で健康保持増進に関する支援を行う外部機関（労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ等）、医療保険者、地域資源（地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体等）及び産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）をいう。

(5) 健康保持増進目標の設定

事業者は、健康保持増進方針に基づき、把握した課題や過去の目標の達成状況を踏まえ、健康保持増進目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにすることをいう。

(6) 健康保持増進措置

労働安全衛生法第69条第1項の事業者が講ずるよう努めるべき健康の保持増進のための措置をいう。

(7) 健康保持増進計画

事業者が、健康保持増進目標を達成するために、具体的な実施事項、日程等について定めるものをいう。

(助成対象事業者)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して支給するものとする。

- (1) 労働保険適用事業場の事業者であること。
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日 健康保持増進のための指針公示第1号）で示す基本事項に沿って、次のa、b及びcの事項が記載された「健康保持増進計画」を作成した事業者であること。ただし「研修等」の措置を実施する場合は、前述のa、b及びcの事項に加えてdの事項が記載されていること。
 - a 健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
 - b 健康保持増進計画の期間に関する事項
 - c 健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項
 - d 研修受講者が携わった措置
- (3) 前号の「健康保持増進計画」に基づき、労働者に対する「健康測定」又は「健康指導」、事業場内の推進スタッフに対する「研修等」のいずれかの措置を実施した事業者であること。

ただし、実施した健康保持増進措置について、保険診療や法令で実施することを義務付けられている場合や他の助成金等を申請・受給している場合は除く。

(不支給要件)

第3条の2 前条の助成対象事業者からの助成金の支給申請であっても、次の各号に該当する場合は助成金を支給しないものとする。

- (1) 当該事業者が、第4条の「健康保持増進計画助成金支給申請書」（様式第1号）（以下本条において「支給申請書」という。）の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納が継続している場合
- (2) 当該事業者が、支給申請書の提出日から起算して過去3年間に、実施要領第5条各号で規定する助成金について、不正受給を行った場合
- (3) 当該事業者が、暴力団関係事業場（事業者（法人である場合にあっては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められる場合
- (4) 当該事業者（法人である場合にあっては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している場合
- (5) 当該事業者が、支給申請書の提出日の時点で倒産している場合
- (6) 当該事業者が、(2)の不正受給が発覚した際に独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）理事長が実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない場合

- (7) 当該事業者が、支給申請書の提出日の前日から起算して1年前の日までの間に、労働関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合など、当該事業者に助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合
- (8) その他助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合

(助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする事業者は、「健康保持増進計画助成金支給申請書」(様式第1号)に以下に掲げる書類を添付して、当該年度分について、翌年度の6月30日までに機構本部に提出しなければならない。

- (1) 「健康保持増進計画」(様式第2号)
- (2) 「実施報告書」(様式第3号)
- (3) 支給申請する健康保持増進措置が「健康指導」で、実施した者が医師、歯科医師、保健師等の場合、当該者が所持する国家資格を証明できる書類の写し
- (4) 支給申請する健康保持増進措置が「研修等」の場合、研修等開催に係る案内及び研修等で使用した資料
- (5) 支給申請する健康保持増進措置が「健康指導」、「研修等」で、スポーツクラブ等を活用した場合、当該スポーツクラブ等の規約・会則・定款等、当該組織の運営について定めた書類
- (6) 第3条第3号で規定する健康保持増進措置の実施費用を事業者が負担した事実を明らかにする証拠書類の写し
- (7) 労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
- (8) 「支給要件確認申立書」(様式第4号)
- (9) 「健康保持増進計画助成金支給申請チェックリスト兼同意書」(様式第5号)
- (10) 返信用封筒(通知書返信用)

(助成金に係る帳簿及び証拠書類の整備等)

第5条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに助成金に係る帳簿を備えるものとする。

2 前項に規定する帳簿は、助成金の支給対象期間終了後、5年間保存するものとする。

(助成金の支給額)

第6条 助成金の支給は、各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、実施要領第5条第8項のとおりとする。

(端数処理)

第7条 助成金の金額に1円未満の端数が生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条の規定を準用し、その端数を切り捨てるものとする。

(支給審査及び決定通知)

第8条 第4条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適当であると認めるときは、「健康保持増進計画助成金支給決定通知書」(様式第6号)により事業者に通知するものとする。

3 機構本部は、第1項の規定により審査した結果について、不相当であると認めるときは、その理由を付して「健康保持増進計画助成金不支給決定通知書」(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

(支給方法)

第9条 前条の規定により適当であると認めるときは、助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第10条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、センターが行うものとする。

(1) センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催

(2) 助成金の問合せ等に対する説明(センターへの問合せ等に限る。)

(3) センターで実施する研修等と併せた助成金に関する周知活動

(4) その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第11条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

2 機構本部は、前項の規定により支給決定を取り消した上で返還させるときは、その理由を付して「健康保持増進計画助成金支給決定取消及び返還通知書」(様式第8号)により事業者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年6月10日から施行する。